

「ゆとり」定期積金

2026年4月1日現在

1 商品名 (愛称)	定期積金 (すがもシニア定期積金「ゆとり」)
2 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方のみ 当金庫で公的年金(国民年金・厚生年金・労災年金・各種共済年金)の受取をされている方
3 期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年(6回)、2年(12回)
4 払込 ①払込方法 ②払込金額 ③払込単位	<ul style="list-style-type: none"> 年金受給月(隔月)の15日に指定口座から自動振替 10,000円以上 受取年金相当額まで 1,000円単位
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括してお支払いします
6 利息 ①適用利率 ②利払方法 ③計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利(預入時の一般定期積金の店頭表示金利に0.20%上乗せした利率を満期日まで適用します) 給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします 付利単位:100円 契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
7 税金	<ul style="list-style-type: none"> 給付補填金(お利息相当額)には20.315%(国税15.315% 地方税5%)の税金がかかります。 *2013年1月1日から2037年12月31日までの間に受け取る給付補填金(お利息相当額)には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。 マル優はご利用できません
8 手数料	—
9 付加できる 特約事項	—
10 中途解約の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 解約日における普通預金利率により利息を計算いたします 満期日までに全ての払込みが終了していない場合には中途解約となり、解約日における普通預金利率により利息を計算いたします
11 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭表示の金利ボードまたは窓口へご照会ください
12 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9:00~17:00、電話:0120-45-0690)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、上記東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13 その他の 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の付保対象商品です(当金庫の対象預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。 払込が遅延した場合 <ul style="list-style-type: none"> *2回目以降の払込みに遅延があった場合(満期日までに払込みが全て終了している)満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます 但し、満期日を繰り延べない場合は以下の計算による遅延損害金がかかります 遅延損害金:契約時の店頭表示金利により算出(1年を365日とする日割計算) *満期日までに払込みが終了していない場合 中途解約扱いとなり、解約日における普通預金利率により利息を計算いたします 満期日以降のお利息は解約日における普通預金利率により計算します 「総合口座」の担保にはできません 通帳式のお取扱いはできません(証書式のみ)